

最低賃金の概要

国土交通省 神戸運輸監理部

海上旅客運送業最低賃金

決定者		国土交通大臣	神戸運輸監理部長
区分		全 国	神戸運輸監理部の管轄区域
適用する地域		全 国	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日		令和8年2月14日	令和8年4月26日
対象船員		船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する遠洋区域、近海区域、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶に乗り組む者。 (沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する平水区域、沿海区域の総トン100トン未満の船舶、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶に乗り組む者。
最低賃金額	職員	273,250円	275,300円
	事務部職員	218,250円	—
	部員	210,400円	213,400円

最低賃金に算入しない賃金

最低賃金法は低賃金労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを目的としていることから、同法の実質的な効果を確保するため、最低賃金の対象となる賃金は、基本的な賃金に限定する必要があるとあり、以下のような付加的な賃金は、これを最低賃金の対象となる賃金からは除外することとなっています。

- 1 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれら労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- 2 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- 3 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- 4 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- 5 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- 6 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの